【商品概要説明書】 平成29年4月1日

工商品概要説明書】 平成 29 年 4 月 1 日					
商	337	品	IA-	名、	貯蓄預金
	愛		称)	# L O + O 7.
販	売		対	象	・個人の方のみ
期				間	・期間の定めはありません。
預 /1\	72	,	_	入	P性の大型 3 マネナナ
` `		•	方へ	法	- 随時預入できます。
''		入,		額	-1円以上
				位	-1円単位
払	戸	=	方	法	- 随時払い戻しできます。
利		_	•	息	
(1)	適	用	金	利	- 変動金利
					毎日の店頭表示の利率を適用します。
					・金額階層別金利(10万円未満、10万円以上、30万円以上、50万円以上、100万円以上)を
					適用します。
` `	利	払		法	・年2回(3月、9月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。
(3)	計	算	方	法	
					毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します。
税				金	- 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税
					が追加課税されるため、20. 315%(国税15. 315%、地方税5%)の税金がかかります。
					(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)
手		数		料	キャッシュカードによる支払い等の場合には、キャッシュカード規定に定める手数料をいただ
					くことがあります。
付加	口でも	きる	持約事	耳	・マル優の取扱いができます。
中	途:	解系	的時	の	_
取		扱		い	
金	利	情	報	の	・金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
入	手	<u> </u>	方	法	
そ	の	他	参	考	公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利均等の自動受取はできま
٤	な	る	事	項	せん。
					•「総合口座」の取扱いはできません。
預:	金保	険に	こつし	いて	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保
					護の対象となります。
					(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその
					利息が保護されます。)
苦	情久	0 理	措置	置•	苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室(9 時~17 時):電話(0855-22-1851)
紛	争:	解》	夬 措	置	へお申し出ください。
					* お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円
					滑に行うために利用いたします。

【商品概要説明書】 平成29年4月1日

商	品	名	
	斯	` `	打

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

	全国しんきん相談所
	(一般社団法人全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日	月~金(祝日、12月31日~1月3日を除く)
時 間	9:00~17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

	東京三弁護士会			
名 称	東京弁護士会	第一東京弁護士会	第二東京弁護士会	
	紛争解決センター	仲裁センター	仲裁センター	
住 所	〒100-0013	〒100-0013	〒100-0013	
	東京都千代田区霞が関	東京都千代田区霞が関	東京都千代田区霞が関	
	1-1-3	1-1-3	1-1-3	
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	
受付日 時間	月~金(祝日、年末年始	月~金(祝日、年末年始	月~金(祝日、年末年始	
	除く)	除く)	除く)	
	9:30~12:00、	10:00~12:00、	9:30~12:00、	
	13:00~15:00	13:00~16:00	13:00~17:00	

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相 談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫 【商品概要説明書】 平成29年4月1日

商	品 名		名	的类蓝鱼		
(愛	称)	Para Para Para Para Para Para Para Para		
				ホームページ(http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/)をご覧ください。		
				(1)現地調停		
				東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用		
				いて、共同して紛争の解決にあたります。		
				例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の		
				調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いた		
				だくことにより、手続きを進めることができます。		
				(2)移管調停		
				当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。		
				例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター		
				等で手続きを進めることができます。		

日本海信用金庫